

事務局長

おはようございます。

委員・推進委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、農振除外の案件がございますので、市の農業振興課から杉山課長をはじめ、職員の方に出席いただいております。この後、議案の説明がありますのでよろしくお願いたします。

また、総会終了後には役員会を予定しておりますのでスムーズな進行にご協力くださいますようお願い申し上げます。

本日、欠席の届け出が、14番、田村誠市委員から出ております。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第40回大仙市農業委員会総会」を開催いたします。  
(午前9時00分 開会)

会長からご挨拶を頂戴いたします。

細谷精悦会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。

ただいまの出席者は22名となっております。

会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

事務局長

次に、前回6月8日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。

お手元に配付しております「第40回総会までの業務報告書」をご覧願います。

6月8日に「第39回農業委員会総会」を、委員20名、推進委員1名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。

6月15日に「大仙市農業振興地域整備促進協議会」が大曲庁舎で開催され、会長が出席しております。本日、議案として上程されております農業振興地域整備計画の変更についてご協議いただいております。

その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上で、主な業務報告といたします。

事務局長

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議 長

本日の会議を開催します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、19番、鈴木正雄委員、20番、渡邊敏雄委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議 長

議案第1号の「大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。

事務局長

議案第1号大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

大仙農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、大仙市長より大仙市農業委員会会長あて諮問があったので意見を求める

令和5年7月6日 提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長

農業振興課の説明を求めます。

農業振興課

ただ今、ご紹介いただきました農業振興課の杉山と申します。日頃より市の農業施策につきましては農業委員の皆様、最適化推進委員の皆様から、多大なるご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

今月でこの場を離れる方が、10名程いらっしゃると伺っております。これまでの実績に対しまして厚くお礼申し上げます。また今後もそれぞれの立場から、市農政にご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、農業振興課から私と、藤本主任、神岡支所農林建設課の高橋主任の3人で、議案の説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、議案第1号については、大仙農業振興地域整備計画の変更ということでお諮り申し上げますが、変更の概要といたしましては、大曲、神岡地域の除外案件5件でございます。

計画の変更にあたりましては、大変お忙しい中、地元の農業委員や農地最適化推進委員の皆様にご現地確認を頂いたほか、去る6月2日に大仙農業振興地域整備促進協議会幹事会、6月15日には大仙農業振興地域整備促進協議会を開催し、計画の妥当性など様々な要件に照らしあわせて協議を行ったところであり、各案件の除外についてやむを得ないものとの結論に至っております。

この後、全体概要については担当の藤本主任から。各事案の詳細については各地域の担当により順次ご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

参 与

担当の農業振興課藤本と申します。よろしくお願いいたします。

ここからは、座ってご説明させていただきます。

各地域の説明に入ります前に、全体の概要についてご説明いたします。

お手元の議案書第1号、1、2ページ、総会議案資料の1ページから10ページまでになります。

今次、令和5年度前期分の計画変更につきまして、除外案件5件となっております。変更する農地は田26筆、面積は、24,939平方メートルです。除外後の用途につきましては、住宅用宅地1件、車両及び資材置場が2件、共同墓地が1件、店舗が1件です。

除外にあたりまして、農用地区域から除外するための要件が一部変更となっております。『補足資料\_農業振興地域からの除外要件について』と書かれた資料をご覧ください。

昨年度までは5つの要件でしたが、今年度から要件第2号、「農業経営基盤強化促進法、いわゆる基盤法第19条第1項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼさないこと」が追加され、6要件となりました。

但し、現時点では地域計画が未策定であり、令和6年度末までに策定予定であるため、当該要件について今回は検討不要となります。

また、この農振除外6要件に加え、農地法による転用許可の見込みについても含め、総合的に判断いたしております。

各案件につきまして、大曲、神岡地域の順で担当より、ご説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

それでは、はじめに大曲地域の除外案件についてご説明申し上げます。案件1番についてご説明いたします。総会議案資料につきましては、1、2ページをご覧ください。



















て」を議題とします。

事務局長

報告第1号、農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について  
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する

令和5年7月6日 提出

大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長

事務局より報告願います。

参 与

議案書の別冊ナンバー 2、1 ページから 3 ページをご覧ください。  
記載の 26 の法人からの報告がありました。  
順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため、省略させていただきます。  
ご了承ください。  
詳細につきましては、4 ページから 92 ページをご覧ください。  
結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議 長

以上報告いたします。

議 長

これで本日の日程は全て終了いたしました。  
その他、事務局から何かございませんか。

事務局長

その他

- (1)大仙市農業委員会委員等の慶弔金及び災害見舞金に関する内規について
- (2)次回の総会について
- (3)7月30日で退任される農業委員並びに農地利用最適化推進委員について
- (4)本日の総会終了後に開催される役員会について

議 長

委員の方々から何かありませんか。

議 長

無いようですので、以上をもちまして、第40回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。  
本日は、ご苦勞様でした。

(午前10時13分 閉会)